

墓からみた伝統中国の家族 —— 宋代道学者の作った墓

佐々木

愛*

キーワード… 家族法・ジェンダー・朱子学

はじめに

一、周敦頤

二、二程

三、朱熹

四、范仲淹―補考として―

おわりに

はじめに

筆者はここ数年、周敦頤、二程、朱熹ら宋代道学者やその家族の墓を参観する機会を得た。^①

言うまでもなく、墓の营造と埋葬は喪葬儀礼のうちの重要な一齣である。そして、程頤・朱熹といった道学者にとって、あるべき理想の家族・親族の形に即して儀礼を整え、その儀礼の実践によって家族・親族を秩序づけるということは重要な課題であった。彼らは或いは墓

作りについて論じ、或いは自身並々ならぬ関心と情熱をかけて墓を作っている。

しかし実際に彼らが作った墓を踏査してみると、そこにみられた家族成員の葬り方は、我々がそれとして理解していた伝統中国の家族法の原理とはかなり違っているように感じられた。そしてその違和感の焦点は「家族成員中の女性の葬られ方」にあった。

伝統中国の家族法研究として、最も良く知られ、そしてその成果が我々の間で共通認識となっているのは、滋賀秀三氏による名著『中国家族法の原理』^②（以下、『滋賀『家族法』と略』である。滋賀『家族法』の最大の特徴は、家族成員の財産権を祭祀権と相表裏する関係にあるものとして中国家族法を論じる点にある。むすこが父の財産を承継出来ることと、父祖との間に祭祀祭られる関係にあることが一体とされる一方、未婚のむすめが生家の財産権を持たないことと生家において祭祀祭られる関係がないことが一体として論じられる。また既婚

* 島根大学法文学部社会文化学科

女性が婚家において夫と一体の財産権を有すること、死後夫と必ず対になって祭られることが一体として論じられる。そしてこのような理解のなから見いだされた「父子一体」「夫婦一体」「兄弟一体」の三原則が、滋賀氏の主張する中国家族法の原理（以下滋賀「原理」と略）であった。すなわち、滋賀「原理」とは、財産権と祭祀権の両者における強い父系親族原理をその内実とするものであり、それは同時に母系・妻方親族の排除に裏打ちされている。

このように、滋賀『家族法』においては財産権と並んで祭祀が最重要論題の一つなのであるが、祭祀という語でわれわれが通常想起するのは、廟や祠堂等で位牌を用いて行う祖先祭祀である。しかし滋賀氏が祭祀というばあい、墓葬が位牌祭祀にもまさる重要性をもっておりあげられ、論拠とされている。例えば「女性と祭祀」と題された節をみてみよう。むすめの祭祀についての論述では、引用された史料七例のうち、六例までがすべて墓葬に関するもので、位牌祭祀に係わるものはわずか一例だけである。その一方、既婚女性の祭祀に関する論述では、位牌祭祀に関するもの七例、墓葬に関するもの五例と、位牌祭祀に関する論拠のほうが多いものの、やはり墓は祭祀と同様に重要な論拠として扱われているのである。

ここで、未婚のむすめと既婚女性それぞれの祭祀について、滋賀氏がどのように語っているか、具体的に確認しておきたい。

未婚のむすめの祭祀について滋賀氏は次のように述べる。「女性はまた実家において祭られる資格を有しない。・女性性は年齢の如何を問わず、実家の祖墳には決して葬られない。未婚死亡女のためには、もし彼女に婚約があったならば、死後婚姻を追完して夫家の祖墳に葬る

措置が講ぜられる^③」。この主張の論拠として引用された史料七件すべてが『中国農村慣行調査』である。次の史料はその一例である。

「未婚の女の屍は、家墳に埋葬せず^④に他所に埋めるか^⑤臨時に埋めるが家墳には埋めない。陰親をして男の家墳に埋める」「未婚の女は家墳に埋めないというがどこに埋めるか^⑥別の土地に埋める。別に土地がなければ求めてもそうする」「それは如何なる理由によるか^⑦それは死んでも結婚する。即ち他姓の者となるべきであるから」^④

また、妻の祭祀について滋賀氏は次のように述べる。

「妻は夫と並んで夫の子孫の祭祀を享ける。既婚者は必ず祖墳に、しかも夫婦同一の墳に合葬せられる。それは詩経に「穀則異室、死則同穴」（王風大車）と歌われた昔から、近時の慣行調査に現れるところに至るまで、少しも変わっていない。夫が考として祭られるところ、妻は必ず妣として並び祭られる。もし位牌をつくとすれば考妣対照の二牌をもつて一組とする」^⑤

妻の祭祀に関する論拠としては、位牌祭祀に関する史料が経書やその解釈書を中心によくあげられているが、墓葬についても上記引用文中にみえる『詩経』王風大車の詩のほか、注において、『農村慣行調査』から三件の史料が引用され、夫婦は合葬されていたと述べられる。次にあげたのがその史料である。

「夫婦の屍を埋める時には如何にするか^⑧棺を二つ並べて一穴に埋める。・・」（慣一二五九頁上段）、その際、「夫は左、妻は右」^⑧妾があれば「正妻は夫の左、妾は夫の右、三人以上は右に並べる」（慣四七五頁中段）、夫に先立って死した妻は仮埋葬とし、夫死

亡後改めて祖墳に合葬するという習慣もみられる(慣Ⅳ四四九頁下段)。

以上のように、滋賀『家族法』では、中国では父系親族原理によって女系は排除され、かつ女性は夫と一体の存在として統合されていることが、墓葬という点からも説明されるのである。

滋賀『家族法』の全編に亘る圧倒的な説得力は、家族成員の財産権の問題が、祭祀という形で表現される親族観念との間に、美しいまでの整合性を保ちながら一貫して語られるところにある。滋賀『家族法』は学界の共通認識となり、伝統中国の家族について論じる際には必ず参照引用される書であるとともに、私自身も本書を繰り返し読み、読むたびに感銘を受け、学んできた者に他ならない。

ただし、時代的変遷に対してより強い関心をもつ歴史学畑の人間としては、滋賀氏の論述に若干違和感をもつ部分がなくはなかった。それは、滋賀「原理」が、漢から清までの帝政中国時代に一貫する原理と位置づけられている点である。⁷⁾ただしこの点に関しては、滋賀氏自身も以下のようにいささか弱含んだ叙述を行っている。「実際に用いた資料は、その伝存状況そのものに制約されて、唐代中期以後のものが大部分であり、その意味では、内藤湖南によって提唱され宮崎市定教授等によって展開せしめられた史観における中国史上の近世なるものを、主として念頭におきながら論述をすすめる結果となっている。それを思えば、むしろ中国近世家族法と称しておいた方が無難であるのかも知れない」⁸⁾では宋代以後については、十全な検討がされているといえるだろうか。確かに唐代中期以降の財産権については、唐律、宋代の清明集、明清期の判語といった史料が多用され、かなりの厚味を

もった分析が行われている。しかし祭祀や墓葬に関しては、唐代中期以降の時代についても、論拠として用いられた史料が手薄であることは否定できない。例えばむすめの墓葬をめぐる引用された論拠七点はすべて一九三〇年代の『中国農村慣行調査』からの引用であり、漢から清に至る所謂帝政時代の史料は一例も用いられていない。また、妻の祭祀については経書やその解釈書が中心として、『中国農村慣行調査』が引用されるという状況で、その他は清代に編纂された族譜が僅かに用いられる程度に留まっている。

しかしながら滋賀『家族法』全体を貫くことな整合性を前にして、祭祀に関する分析が比較的手薄であることについては、これまでほとんど問題にされて来ることはなかった。しかし、財産権と相表裏する重要性をもつものとして祭祀が扱われている以上、祭祀についても財産権と並ぶ程度の検討分析は必要なのではなからうか。

滋賀『家族法』が上梓されてすでに五十年近く経つ。そして近年中国の墓葬についての研究は考古学的発見や調査の進展とも相まって進展し、滋賀氏の理解とは異なる現実の事例があることが明らかになっている。未婚のむすめの墓葬に関しては、たとえば鄒俊氏は、両晋時期、名門・琅邪王氏の未婚のむすめが生家である王氏の墓地に単独で葬られている事例があることを指摘している。⁹⁾陳若水氏は、唐代において、一夫多妻の合葬は、継妻が先妻に嫉妬し合葬されることを拒み、実家に葬られるケースがあること、仏教を信仰している場合には帰依している僧侶の塔墓の近くや、寺院、その他実家に葬つたりする例があることを述べている。¹⁰⁾また洛陽古代芸術博物館に展示された西晋裴祇墓は、母・その息子である裴祇とその妻・未婚のむすめという計四

人の合葬墓であった。¹¹これは父と母とを夫婦で合葬にしていないうこと、および未婚のむすめを実家の墓で合葬にしているという点で、滋賀「原理」と二重の意味でそぐわない事例である。夫婦合葬に關しても、太田有子氏が夫婦合葬は殷・周・春秋時代にはごく少数で、夫婦合葬が普及したのは前漢中期以後であることを明らかにし、また夙に楊寛氏は、漢代の皇后は、「合葬」と記載されていても、それは夫婦で対になっているとか、同じ穴に葬られたということを意味するものではなく、皇家の墓域内に葬ったということしか意味しないことを明らかにされている。¹²

しかしながら、こういった事例をあげたところで、滋賀氏の立論は揺らぐことはないだろう。滋賀『家族法』は中国社会史の研究書ではないからである。滋賀氏が明らかにしようとしたのは、あくまで中国「家族法」の「原理」、つまり「どうあるべきだと考えられていたのか」である。現実において理想がそのまま実践できない場合があるのは当然であり、原理にそぐわない現実が存在していたという事例をどれほど挙げたところで、それによって原理の存在自体を否定することはできない。滋賀「原理」それ自体が漢代以後あるいは少なくとも宋代以後の中国において真に存在し、人々の行動を律していたのかどうかを問うためには、「原理としてどうあるべきか」について行われていた議論を、各時代ごとに焦点をあて分析検討していくことが必要となる。

そして「原理としてどうあるべきと考えられていたのか」を問おうとするのであれば、宋代道学者の言説を検討することが必須の作業であると考ええる。なぜなら道学者たちはまさに人として踏み行うべき「道」ひいては宇宙事物の一切の秩序「理」とは何かを追求し、能う限

りそれに沿った社会を世に現出しようとした学者たちであったからである。そして彼らの学術が後世に与えた影響も甚大であった。道学の学統は朱子学とよばれて体制教学化され、彼らの著述は広く読み継がれ伝統中国の知識人共通の教養になっていったからである。

宋代道学者たちは、どのような葬り方、墓の作り方をすべきと考えていたのだろうか、そして彼らはどのように自ら自身、あるいは自らの家族を葬ったのだろうか。それは滋賀『家族法』では不足していた祭祀面についての考察を補い、そして滋賀「原理」それ自体の再考につながる作業であると考ええる。

以上、上述のような課題に気づききっかけとなったのは、二〇一四年三月、周敦頤墓の参観であった。以下、それぞれの墓に即し、特に「女性の葬られ方」に着目して考察を進めたい。それは換言すれば、宋代道学が父系親族原理をどの程度追求し実現しようとしていたかを明らかにしようとするための作業である。

一、周敦頤

周敦頤墓については、すでに公表した調査報告書内で雑駁な検討を若干行ったが、いまいちど論点を整理し若干の考察をつけ加えることとしたい。

周敦頤墓は現在の江西省九江市、名勝廬山の北麓に位置する。これは周敦頤単独の墓ではなく、母鄭氏と周敦頤、周敦頤の妻（前妻陸氏・継妻蒲氏）計四人の合葬墓である。つまりこの周敦頤墓は、第一に父と母とを夫婦合葬にしていないう点、第二に母を子の夫婦とともに合葬しているという二点において、滋賀「原理」と明らかに矛盾し

ている。合葬を財産権上の一体の表象とみなす滋賀氏の考え方にもとづけば、この周敦頤墓は母子継承を裏付ける墓葬法ともみなせることになってしまふのである。

しかも問題はこれだけにとどまらない。母鄭氏がこの墓に埋葬された経緯を考察していくと、むすめの葬り方という点についても、滋賀「原理」と矛盾することが判明する。実は、周敦頤の母鄭氏の墓は、もともと生家の実兄・鄭向の墓の隣に設けられており、それを周敦頤が後に遷葬したのであった。つまり、当初の母鄭氏の墓は、未婚のむすめどころか、嫁出したむすめを実家の墓域に葬ったともいえるような墓作りがされていた、ということになる。

ただ、鄭氏旧墓を「実家の墓域に葬った」と表現するのは実はあまり正確ではない。鄭向と周敦頤の母鄭氏の旧墓は鎮江潤州に設けられたが、そもそも鄭氏はみやこ開封の人であって、ここに鄭氏一族の墓園があったとは思われない。おそらく鄭向のための単独墓がつくられ、その隣に葬ったということであろう。

鎮江潤州に鄭向と周敦頤の母鄭氏の墓が設けられることになった経緯は以下のとおりである。周敦頤の母鄭氏は最初廬という人に嫁ぎ、子も儲けたが、夫が亡くなり、ついで湖南道州の周輔成のもとに継妻として再嫁し、周敦頤をはじめとして二子一女を産んだ。しかし夫の周輔成が死去し、夫はこの地に埋葬されたが、鄭氏は周敦頤ら子をつけて、実の兄で科挙官僚である鄭向を頼り、以後はその庇護のもとで生活した。鄭向は知杭州在任中に死去し、経緯は未詳であるが鎮江潤州の地に葬られた。そして翌年母鄭氏も亡くなり、造つて間もない鄭向の墓側の地に葬られたのであった。母鄭氏が亡くなった時、周敦頤

は二十一歳である。

何事もなければ母の墓はそのまま鎮江潤州におかれていたことだろう。しかし周敦頤五十五歳に到つて、母の墓が水害に遇つて墓道が壊れたという報を受け、周敦頤は知南康軍として自らが愛するこの廬山の麓に赴任し、墓を建てて母を遷葬してほどなく辞官し、この地で晩年を過ごし、そして自らも死後母の側に葬るよう遺言して亡くなった。五十七歳。そして遺言通り、母と合葬されたのであった。

この経緯をみると、死没者の埋葬地について「かくあらねばならぬ」「かくあるべきだ」といった原理を看取することはきわめて困難で、その時々々の時点において適切な地に葬っているように見える。鄭向の墓が故郷の開封ではなく鎮江潤州につくられたのも、知杭州として揚子江下流域域にいた事と関係があるだろうし、母を鄭向の墓側に葬つたのも、鄭向墓をたまたま新造したばかりでかつ葬地にゆとりがあったことが考えられる。そしてその現実を前にして「嫁に行つたむすめは生家の墓にはいれられない」といった「原理」は働いていない。

そして母鄭氏にとつては何らゆかりのない江西九江に周敦頤が遷葬を行つたのは、周敦頤がこの地を愛し、余生をこの地で隠棲したいと考えていたからにはほかならない。母の墓は彼がこの地で晩年の日々を送ろうとした決意を象徴するものでもあった。¹⁵そしてその現実を前に「夫婦は合葬にすべきだ」といった「原理」は働いていない。

周敦頤にとつて、父母の合葬は困難ではあるが全く不可能だったわけではない。鎮江潤州の母鄭氏の旧墓から、廬山の麓の江西九江の新墓まで直線距離でほぼ四五〇キロ、そしてここから父の墓のある湖南道州までは直線距離でほぼ六四〇キロある。鎮江潤州の旧墓から湖南

省道県まで母を遷葬しようとするれば一千キロの距離を運官しなければならぬことになる。もちろん大変な大事業には違いない。しかし、やはり遠地で葬られたと思われる先妻陸氏は周敦頤墓に合葬されている。先妻陸氏が亡くなったのは四川合州であった。ここは周敦頤が四十一歳から三年ほどの間地方官として赴任していた地であるから、周敦頤の在任中に死去したのであろう。合州から江西九江の新墓までは直線距離で千キロ近い。陸氏を合州から九江まで遷葬したのだから、潤州から道州まで母を遷葬できない筈はないだろう。周敦頤自身は湖南道州に暮らすことはほとんどなかったが、父方の一族との交流は続いており、とくに周敦頤の次子燾は湖南道州に埋葬されている。周敦頤は父系の一族と特に関係が悪かったようには考えられない。

では周敦頤はなぜ父母を合葬しなかったのか。その理由としてまず考えられるのは、周氏一族では夫婦合葬としなかった者の方が多く、少なくとも周氏一族の間では夫婦合葬こそが正しいあり方であるという認識が共有されていなかったことである。

道州の周敦頤一族の墓は現在調査研究が進み、近年には湖南省文物考古研究所より『濂溪故里——考古学与人類学視野中的古村落』¹⁷⁾が出版されて、その詳細を知ることができるようになった。本書によると、父周輔成の先妻唐氏は、単独で遠く広東賀州桂嶺に葬られている。周輔成は桂嶺令を勤めていたことがあったから、夫の赴任に伴って桂嶺に滞在中に死去し葬られたということであろう。つまり道州の周輔成墓は単葬墓である。そして周輔成墓の北側には、長子砺の墓、南側には長子砺の妻・呉氏の墓があり、つまり周輔成を中心に長子夫婦の墓がそれぞれ脇侍のような形で三つの墓が並んでいる。¹⁸⁾つまり長子夫婦

の墓も合葬ではなくそれぞれの単層墓である。さらに周敦頤に連なる世系二十一代の墓について、妻との合葬と明記されているのは二基しかない。²⁰⁾その他妻との墓と記されているものが二基あり、そのうち一基は周敦頤の祖父周智強と妻陳氏の墓であって、これは異穴合葬墓である。また周敦頤の孫の周績の墓は、所在は不明で現物は確認できないが、族譜には夫妻で同所に葬られたと書かれているという。これら異穴合葬墓や文献上の記載のみのものをも計上しても、二十一代のうち妻と合葬しているのはわずか五人しかいないことになる。つまり道州の周氏一族の墓は単葬墓が圧倒的に多いのである。

そして、周敦頤が父母を合葬しなかったいま一つの理由として考えられるのは、母鄭氏は夫の一族ではなく生家との強い関係のもとに人生を送ったことである。母鄭氏は、夫の死後、当地で暮らす夫の親族たちを頼ることはせず、官僚である実兄鄭向の庇護に頼ってその後の人生を生きた。そのような鄭氏の人生から考えれば、千キロもの遠距離をあえて遷葬して夫と合葬するというのはいささか不自然であり、生活をともにした実兄なり実子なりとともに葬るのが自然だったように思える。陳弱水氏は、唐代では合葬が普遍的に行われていて、夫婦合葬が主であるが、合葬は夫婦に限らず、親子、兄弟、姉妹、姑嫁などの例があると述べており、この状況を踏まえれば、母が実子夫婦と合葬されている周敦頤墓は何ら驚くに値しないということになる。

以上述べてきたように、周敦頤の墓作りは、様々な意味で滋賀「原理」とは乖離しているといわざるを得ない。

ただし、周敦頤についてはそもそも道学者とみなすことには異論もあるかもしれない。周敦頤は、朱熹によって称揚されるまで、道学者

として認識されてはいなかったし、思想内容も道教・仏教との関係が非常に濃厚であることも良く知られている事実である。⁽²²⁾そして周敦頤自身は、儀礼や家族、および墓作りのあるべきあり方について、何ら著述を残すことはなかったから、周敦頤のこの墓作りを当為の追求のなかから生まれたものと見なすのは困難である。

そして、彼が育った家庭環境それ自体が、滋賀「原理」がその内容とするところの父系親族原理からは非常に遠いものだった。周敦頤の母鄭氏は前夫との間に盧惇文という子を儲けており、鄭氏が後夫の死後、子の周敦頤をつれて実兄である鄭向のもとで生活するようになったのも、盧惇文の仲立ちによるものであった。周敦頤はそもそも本名を周惇頤といい、この名は二十歳で任官するさいに母方の叔父鄭向から名付けられたものであるが、このとき異父兄も惇文という名をもらったのである。⁽²³⁾つまりこの異父兄弟は姓は違うが、輩行字を共有している。彼らのおじ鄭向は妹の子供たち盧惇文・周惇頤について、同族と同様にみなしていたことが明らかであろう。そして周敦頤が官僚になれたのも、鄭向の恩蔭によるものであった。周敦頤はこのような生育環境にあったから、女系を抑圧するような家族観を持ち主張するとは考えにくい。

では次に、道学者としての位置づけについて疑問の余地のない程顥・程頤について、彼らに関連する墓を考察してみよう。二程のうち特に程頤は、女性の再嫁について「餓死事極小、失節事極大」とまで言っ

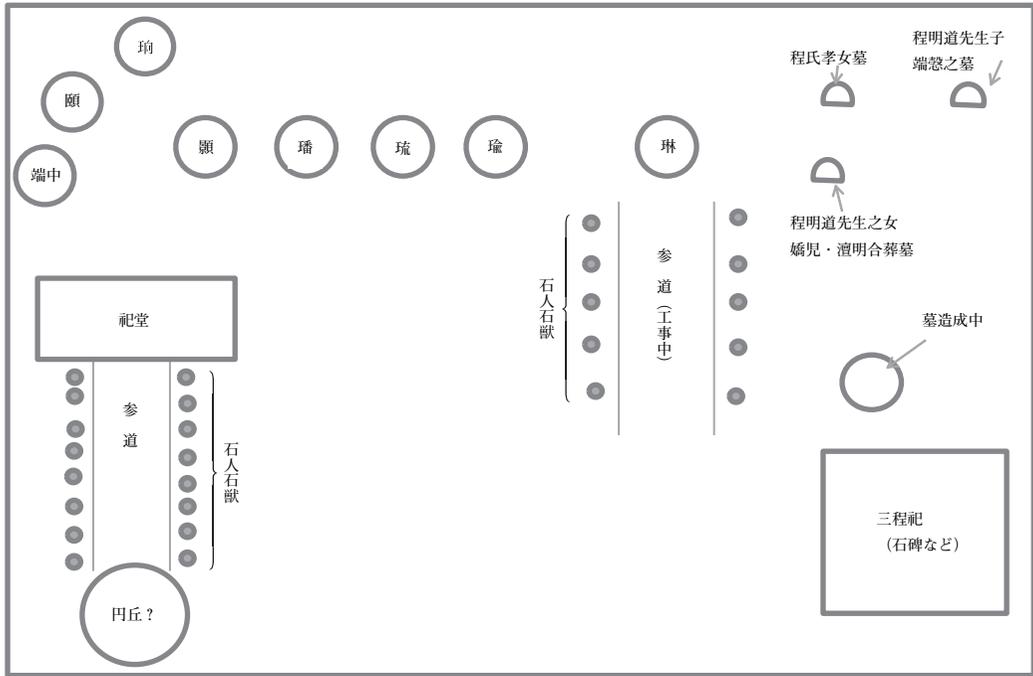
て批判したとされる人物であったが、果たして彼は墓葬の面でも女性・女系に厳しい態度をとっていたのだろうか。

二、程顥・程頤

二〇一四年八月、島根大学の歴史学専攻の学生たちとともに、二程墓を訪ねた。⁽²⁵⁾二程墓は現在、伊川荊山省級森林公園と名付けられた丘陵地帯のなかにあり、高等学校が隣接している。二程墓では、程顥・程頤の二人だけではなく、二程の父珣の墓など一族の人物のものをもふくめ総計11基の墓をみる事ができる。(図参照)この地は程珣を葬るための地として哲宗から葬地一頃二十畝を勅賜されたこと⁽²⁶⁾に由来する。

二程墓の参観記としては、すでに山際明利氏(一九九九年訪問)、吾妻重二氏(二〇〇二年訪問)による二編がある。⁽²⁷⁾その後の変化としてつけ加えるとすれば、観光地化をめざした大々的な整備拡張が進行中ということであろうか。墓の西には円丘と見まごうばかりの三壇が設けられ、そこから石人石獸が並ぶ参道が伸び、大規模な祀堂が建てられていた。そしてその祀堂のさきに程氏一族の墓が並んでいる。ここでは吾妻氏が訪問された二〇〇二年時点では存在していなかった程頤の子・程端中墓が程頤墓の前方に増設され、また程氏中随一の顕官・程琳墓⁽²⁸⁾の墓前には、石畳の参道が整備され石人石獸も並べられていた。そしてさらに造成工事の中の墓も一基あった。

さて、程氏墓が夫婦合葬なのかどうかは、墓を見ただけでは分からない。程氏の墓石にはすべて男性ひとりの名が書かれ、妻の氏は書かれていないからである。⁽²⁹⁾墓誌銘など文献史料から夫婦合葬と判断できるのは程琳(妻陸氏)⁽³⁰⁾と程珣(妻侯氏)⁽³¹⁾である。程顥の妻彭氏は「伊川の先塋に葬る」とあるので、⁽³²⁾この伊川の墓域に葬られたのは間違い



二程墓図

ないが、合葬したとは記されていない。

程頤については、合葬か否かどころか妻の氏すらも不明な状況で、それは程頤が晩年不遇であったことと関連する。程頤はその晩年、党争に巻き込まれ四川涪州に流されるなど、辛酸をなめた。程頤は洛陽に帰還して後に亡くなったのであるが、葬儀の時、洛陽の人は洛党とみなされるのを畏れて参列せず、祭文はただ尹淳、張繹、范域、孟厚の四人のものだけで、夜になって到着した邵溥が名前を連ねた、という寂しい葬儀であった⁽³³⁾。邵溥は人目を避けて夕暮れになって町を出たため到着が遅れたのだという。そのような不遇の状況のなかでの死であったから、程頤についてはその墓誌銘が高名な人士の手によって撰述されるということがなかったのである。その後宋王朝の南遷に伴い、程氏一族は各地に離散衰微し、あらためて程頤の伝記が作られることはなかった。後世、朱熹が程頤の年譜を作成し『伊洛淵源録』として世に送り出したときには、すでに程頤の妻の氏は失伝していた。

この程氏一族の墓地に葬られている人物のなかで、後世、朱熹の学術に最大の影響を与えたのは程頤である。その程頤について妻の氏が分からなくなっている以上、後世、程氏墓苑を整備し墓碑を立てようとする際には、合葬であるか否かにかかわらず、すべて男性の名のみ記す方式をとる他なかったであろうことは容易に想像できる。

さて、二程の墓苑を参観して、非常に興味深かったのは、夭折者の墓が参観できたことであった。程琳墓に隣接した場所に三つの墓が点在しており、建てられた墓石によれば、「程端愨墓」「程女墓」「嬌兒湏娘合葬墓」。いずれも夭折した程頤のむすこやむすめたちの墓である。

これらの墓はいずれも地表からほんのわずかに盛り上がりつつあるだ

けで、そこに木が茂り藪となつてゐるので、墓碑がなければそれとは気づかない程の、たいへんささやかなものであつた。

ところで滋賀『家族法』三七五頁では、未婚の女性および未成年で死亡した男女はともに祖墳に葬られることはないと述べられている。

論述中、論拠としてあげられている『中国農村慣行調査』の証言は明確である。

「未婚の人が死んだらどうするか」不入墳。女ならば地頭兎といつて田地の境に埋める。男ならば義地に埋める。それは祖墳に孤墳（独身者の墳）を入れないこと。……（慣V四八三頁下段）

「未婚の男女は家墳に葬らないか」できない、別のところに」（慣IV九九頁中段）

このように夭折者については一家の墓地に埋葬しないのが真の中国家族法の原理であるとするならば、一族の墓苑のなかに夭折者の墓をもうけた程氏の墓は、原理から外れた不徳な墓作りをしているといふことになる。

では、程顥や程頤は、原理に背くことを承知で夭折者の墓を作つたのだろうか。それとも滋賀氏がいうような原理それ自体が宋代當時は原理として成立していなかつたのだろうか。

参観した二程墓における夭折者の埋葬地は、祖墳に直接隣接しており、「祖墳には入れられずに、排除された」という風には見ることは到底できなかった。しかし、一九九九年に二程墓を訪問された山際氏はこれら夭折者の墓を見ていないことを考えると、近年の整備によつて新造された地であるという可能性も現時点では全く排除することはできない。ただし、程顥や程頤の書き残した文章を見るかぎり、程顥も

程頤も、夭折した未婚のむすめやむすこを祖墳から排除しなければならぬとは考えていなかったと考える。その根拠は二点ある。

その一つは、程頤が墓葬について論じ、かくあるべき葬り方について述べた一文「葬説」⁽³⁵⁾である。この「葬説」では、葬地の選択、墓の作り方、埋葬法、そして墓地内においてどのような位置に族人を埋葬するかについて述べられるが、そこには次のようにある。

啓穴也。出母不合葬、亦不合祭。棄女還家、以殤穴葬之。

墓穴は、尊者を中心にして左昭右穆のかたちで配列し、その後の世代は或いは東、或いは西に、左右で相對するようにして墓穴をつくる。離婚して出ていった母は合葬せず、合祭もしない。嫁に

行つたが出戻つてきたむすめは、夭折者様式の墓穴で葬る。

婚家から離縁されて戻つてきたむすめは、夭折者と同様の墓穴形式で葬る、というこの主張は、出戻りむすめにせよ、夭折したむすこやむすめにせよ、一族の墓地に葬られる、ということについては疑いの余地がない。ただ、ここで出戻りむすめの扱いが問題になつてゐるのは、年齢的に成人しているという理由で、実家の墓園に成人者としての墳墓を造り葬るのは適切かどうか、換言すれば、成人しているのに夭折者と同じ様式の墓穴で良いのかというレベルの疑問に答えようとすることであり、祖墳のある墓園から排除するかどうかというレベルの疑問ではないことに注意したい。そして未成年のうちに死亡した未婚のむすめを墓園に葬つて良いかというようなことは問題にもなつていない。未婚のむすめが祖先の墓地に葬られるというのは、あまりにも当然のことで議論の余地はなかつたのだろう。

そしていま一つの理由は、ここに葬られた夭折者三名についてはそれぞれ墓碑銘が残っているが、いずれも限らない哀惜に充ちており、彼らを不正規な構成員として祖墳から排除すべきだなどという觀念があつたとは到底信じられないからである。

三人のうち、むすめについて書かれた墓誌銘二点について具体的にみてみたい。³⁷⁾

澶娘の墓碑銘の撰者は程顥である。この一文には、程顥の愛するむすめを亡くした悲嘆が直截に表現されている。

澶娘。廣平程顥の幼いむすめ。父が澶淵軍の補佐であつたとき誕生したので、澶と名付けられたのだった。排行は四十七。熙寧四年季秋丁未に誕生し、十年季夏壬午に死去。その気性は正しくて温厚、おだやかですなお、そのふるまいやもの考え方は非常にしずかで、老成しているかのようなだった。みんなこの子の福寿を願っていたのに。ものごとにはそもそも予期できないものがあり、それが天命なのだろう。

痲瘡にかかった当初、治療にあつた者が与えた薬が強すぎたのだ。医師に優れている者がこのように言っていた。「痲瘡にかつたときには、まことに効いてほしいと思うものだが、しかし気の強弱、疾病の軽重を視て、薬を与えることの可否や、薬の強弱をきめるべきなのだ。いまは大概劇薬を与えているが、それでは死んでしまうのも当然だ」と。ああ、これもまた天命なのだろうか。人が守るべき道理が十分明らかにされていないのを、私は天に抗議し、これを述べて世へのいさめとする。悲しいことだ。澶娘は亡くなって七十五日経つてから、河南伊陽鼎神陰郷の祖先の墓地

の東、姉の嬌児と同じ墓に埋葬した。銘。「合して生まれたのであつて、来たのではない。尽きて死んだのであつて、往つたのではない。しかし、精なる気は天にもとづき、形である魄は地に帰つた。これを「往く」といつてもよい。」³⁸⁾

澶娘は六歳で亡くなつた。満年齢でいえば五歳、可愛い盛りだつた筈である。投葉ミスが愛娘の死の原因になつてしまったことを怒り、悲しむ程顥の姿は、「未婚のままに死んだ娘は祖墳に入れない」という「滋賀「原理」とは到底相容れないように思える。そして滋賀「原理」との関係でいえば、澶娘について「其第、四十七」とその排行が記されているのも注目すべきであろう。未婚のむすめ、それも六歳で夭折したむすめの排行を程顥は記しているのである。排行があるということとは、このむすめは父系一族のなかに確固とした位置を与えられていたといわなければならない。しかし滋賀氏は次のように述べていた。「自然的な意味においては、女性もまた父の宗に属しかつその関係は出生から死亡に到るまで終生変わることがない。・・・他面社会的な意味においては、女性は婚姻によつて夫の宗の者となると言わなければならない。それも父宗から夫宗へ地位が移転するというよりも、むしろ婚姻によつて初めて―夫宗のうちに―地位を取得する、換言すれば、女性にとつて社会的意味における宗への所属関係は、出生によつてではなくしに婚姻によつて発生するとみなくてはならない」³⁹⁾。澶娘の事例はあきらかにこのような滋賀氏の理解と全く逆行する。

程顥のむすめで未婚のまま亡くなつた者はもう一人いる。彼女はやはり程家の墓地に葬られた。彼女の叔父である程頤がその墓誌銘「孝女程氏墓誌」を書いてゐる。

孝女程氏、排行は二十九。宋の名臣程羽の後裔、故宗正寺丞程顥のむすめ。幼くしてもの静かで、みだりに笑ったり喋ったりせず、人品趣向は清らかで、物を言うさいの氣遣いに非常に優れていた。終日安らかに座っていて、いつも厳かな様子でいた。読書をさせたことはないけれども、自ずと文義に通じていた。一族みなこの子を大切に思い、結婚相手はつりあうような者をと願った。父程顥の名は世に重んじられ、天下に鳴り響いていたので、有識者は皆その門下に入るのを願っていた。しかし七八年相手を探したが、よいという相手はなかった。しかし（むすめは）成長したので、親族はみな心配したし、友人たちは皆これは正しくないことだとして、古より賢であつて嫁がなかったというケースは聞いたことがないと言った。やむを得ず条件を下げて相手を探したが、以前にも問題になったことがあり、知らせるのには恐びなかつたので、あえて知らせず自ら悟らせるようにした。母が亡くなり、喪に服した際の悲しみかたは、古の篤孝の士であつてもこれ以上ではなかつただろう。そして悲しみのあまりに亡くなつたのだつた。病が重篤になり、わたしは彼女の希望をかなえてやるのがなかつたのを思つて、このように言った。「おまえは人としてふみおこなうべき道について聞くのを喜んでいたので、おまえに話してあげよう。」もつと前に教えて下されば良かったのに。今は頭がぼんやりしてしまつています。私は死にますけれど心残りはありません。ただ服喪にたえられなかつたのが残念だけです。」兄弟舅甥姪をすべてよび、それぞれに教誡をし、幼い者にはやさしいまなざしをむけ、ほどなくして息を引き取つた。ああ、女子とはいへ、

世界広しといえども抜きんでた人間だ。その高い見識秀でた行動は、寿命でおわりを告げられてしまつたが、世に名が聞こえ風俗を励ますに足るもので、古の賢婦にならび、歴史にその名を刻むに相應しい。不幸にして短い命であつた。これほどに辛いことは他にあるだろうか。

多くの人たちはみな彼女が嫁に行かずに死んだことを遺憾に思つているが、自分だけはそうは思わない。程頤と彼女の父（程顥）とはともに聖賢を師とし、自らの行動が聖賢の意にかなうものかどうかを常に恐れてきた。もし賢者に遇わないうちに、世俗の常人とめあわせたら、羞辱を抱いて生涯をすごさせることになつてしまう。わたしは、彼女が亡くなつてしまつたことを悲しく思うが、嫁にいかなかつたことを悲しくは思わない。嘉祐辛丑九月辛戌生まれ、元豊乙丑二月丙寅死去。伊川先塋の東に葬られた、埋葬されたのは同年の十月乙酉。叔父の頤、しるす。^⑩

この墓碑銘の内容は、我々が程頤に対して抱いている一般的なイメージを全く裏切るものではあるまいか。縁遠く嫁き遅れ、二十四歳で亡くなつた姪について、程頤はその人品徳行を称揚し、歴史書にその名を輝かせるに足ると評価しているのである。もちろん、多言を控えた静謐高雅な立ち居振る舞いや、母の死にあたつて死に至るほどの悲しみを尽くした孝の姿を評価する点は、儒教の伝統を踏まえたもので、特に目新しいことはないと思われるかもしれない。しかしこれはむすこが母に対して行つた孝ではなく、むすめが生みの母親に対して行う孝であることに着目すべきである。むすめの実父母に対する過度な孝

を称揚するということは、結婚して生家を離れることを阻害しかねないことである。そして実際、程頤は本墓誌銘の最終段において、妥協してレベルの低い男と結婚させるぐらいなら、結婚させず、理想の相手が見つかるまで待った方が良く、というような主張もしているのであり、これは女性の晩婚化ひいては未婚化の肯定としても受け取られかねない言辭である。

もし程頤にわずかなりとも「女は嫁にいくべき存在で、婚家で義父母に孝養を尽くし、子を産んで母となつて初めて価値がある」とか「嫁に行かず、子供を産まないような女は存在意義がない」といったような考えがあつたのであれば、生みの母に対してどれほど孝養を尽くしまた徳義を修めたとしても、嫁に行かなかつたという一点で一族の恥ともいふべき存在に転落することだろう。そのようなむすめを孝女として賞賛し顕彰し、歴史書のなかに名をとどめようとするなどということは、到底考えられない。

また遭娘の場合と同様、彼女についても排行番号を記している。未婚のうち死んだむすめであっても生家の一族内で確固とした位置が与えられていることもあらためてわかる。

ただし、このむすめたちの墓誌銘においてはその葬地について「先塋の東」に葬った、と記され、「先塋」に葬ったとは書かれ⁽⁴¹⁾ない。では、この「先塋の東」という表現は、果たして一族の墓地には葬れないからその東に葬ったということを意味していると解釈できるのだろうか。

程頤も程頤も、成人男性を葬った場合は「先塋之次」に葬った、と表現している。⁽⁴²⁾「次」ということは、墓域内で何らかの順序に従つて葬つたことを示しているよう。先述したように程頤は墓地の作り方について

論じた「葬説」を書いており、それには「下穴昭穆図」という図が付されており、昭穆に従つた葬穴の配置が図示されている。⁽⁴³⁾「次」というのは、こういった父系一族の世代順等に従つた配置を指すのであろう。とすれば、夭折者の場合の「先塋之東」という表現は、「先塋」つまり一家の祖先が眠る墓地に葬るのではあるが、その墓の位置は父系の世代に従つた位置ではないところで別途葬つたということの表れとみるべきではあるまいか。「先塋之東」を先塋から排除されていることの証と解釈すべきものではないと考える。

程頤の思想は、秋霜烈日と評されるように、理気を峻別して理を追求する厳しさがあつた。それゆえ、寄る辺ない寡婦が再婚することに對する「餓死の事はきわめて小、節を失う事はきわめて大」という言辭も、程頤の理を追求する思想的厳格さと結びつけられてこれまで理解されてきたのである。滋賀氏が『家族法』において提示した「原理」は、非常に強い父系親族原理をその内容としており、またそれ自体は、喪服制・廟制など経書に記載された多くの儀礼のなかで詳細かつ十二分に記されている。程頤にとつて父系親族原理は「理」以外の何物でもなかつたに相違ない。しかし理の追求に時に過酷なほどに厳格であつた程頤でさえ「未婚のむすめを死後祖先の墓地から排除する」というような考えは持つていなかったのである。程頤ですら共有できない「理」を世の人々が共有していたとは到底想像できない。

三、朱熹

朱熹墓は現在の福建省建陽市黄坑鎮に、祝夫人墓は建陽市莒口鎮にある。⁽⁴⁴⁾朱熹とその家族の墓は、夫婦合葬や未婚のむすめの墓葬について

て考える際の、非常に興味深い素材である。

(一) 夫婦合葬について

朱熹の墓は、妻との合葬墓である。一一七七年に夫人劉氏が亡くなり、それを受けて朱熹が土地を探し、埋葬した。そして、一二〇〇年に朱熹は死去、妻の傍らに合葬された。これは滋賀「原理」通りである。しかしやはり朱熹がつくった朱熹の父母の墓は、「原理」とは遙か遠い形で造られていたのである。以下朱熹の父母の墓について検討したい。

朱熹の父・朱松が福建・建安の寓居で死去したのは、一一四三年、朱熹十四歳の時であった。父朱松は自らの死後残されることになる家族のことを友人劉子羽に委嘱しており、劉子羽は自らの地元・崇安五夫里に朱熹ら遺族一家を引き取り、暮らしが立つように計らった。そして朱松の墓は翌一一四四年、五夫里西塔山に営まれた。これも劉子羽の計らいであり、まだ年少だった朱熹は父墓の立地の選択には全く係わっていない。

父が亡くなってから二六年後、一一六九年に母祝氏が七十歳で亡くなった。時に朱熹四十歳。前年に朱子学の定論を確立したところであった。朱熹は盟友・蔡元定に墓地の選定を依頼し、風水の大家であった蔡元定が選んだ地は、建陽崇泰里後山鋪寒泉塢（現在の建陽市莒口鎮）であった。蔡元定が莒口の人であったことが、この地の選択に繋がったのであろう。そして母墓の傍らに建てた服喪のための廬舎・寒泉精舎は、朱熹の重要著作の執筆場となり、かつ朱子学講学の場となった。そしてここ寒泉精舎は建陽県城からの交通至便さも相まって、多くの学徒門人が訪れ、朱子学の普及のための格好の根拠地を提供す

ることとなったのである。⁽⁴⁵⁾ こういった環境は武夷山麓のつきあたりに位置する五夫里では叶わないことであった。

以上のように、祝氏墓の造営は、朱子学の発展と普及のための重要な契機を提供した。しかし祝氏墓のある地は、朱熹一家が居住していた父の墓もある五夫から陸路と水路で六五キロも離れている。五夫からかなりの遠距離を母の棺を運ばなくてはならないうえに、夫婦合葬という形をとることもできない。ところが朱熹は夫婦合葬という形をとらない事についてまったく問題にしていない。そして、母の墓をつくり埋葬したのと同じ年に、朱熹は父を五夫里白水鶴子峰下へと遷葬している。⁽⁴⁶⁾ 父の墓をあたらしく作り遷葬することに特に抵抗がなかったわけであるから、母の墓作りにあたって、当初から父母が合葬できるだけの土地を探し、父母の棺を一緒に合葬することも出来た筈である。しかし朱熹はそれをせず、母だけを遠く莒口鎮に葬り、父は別途五夫里内のより適当な葬地へ遷葬したことになる。しかも父の遷葬はこの一度に止まらなかった。朱熹は自らの死の前年になって、父を上梅里寂歴山へ遷葬したのである。父墓所在地が地勢が低く湿度が高かったためだといふ。⁽⁴⁷⁾ 二度にわたって遷葬を決行したことからみて、朱熹が墓に対して強い関心とこだわりを持ち、良い墓をつくるためには費用や遷葬の手間を惜しまなかったことがうかがえよう。それほどまでに墓に強い関心を持っていたにもかかわらず、朱熹は父母の墓を合葬しようとはしなかったのである。もし朱熹が夫婦合葬こそがなされねばならない葬りかただと認識していたら、父母の墓を離して作ることはしなかったのではあるまいか。

朱熹の文集には、朱熹が門人李晦叔との間に交わした夫婦合葬や夫

婦の位牌を並べて祭ることについての問答が収められている。

李晦叔は主旨以下のように朱熹に問うた。夫婦をともに葬りともに祭るのが正しいありかただけでも、妻が亡くなって継妻をもらったような場合、一室に二人の妻がいることになり適切ではないから、夫に配する妻は一人に止めるべきではないか、と。それに対し、朱熹は、位牌による祭祀と、墓葬を区別した回答を行っている。祭祀については夫の位牌と先妻継妻の位牌を並べて祭る方式を支持する。ところが墓については、このように朱熹はいう。「葬だけのことであれば、今の夫婦は必ずしもみな合葬しているわけではないのだから、別に墓地を設ければ良いだろう⁽¹⁸⁾」と。やはり朱熹は夫婦合葬を人として当然踏み行うべき原理として考えているわけではなかったのである。

(2) 未婚のむすめの墓

朱熹にはむすめが五人いた⁽¹⁹⁾。そのうち三女の朱巳は在世十五年で未婚のうちに死去している。朱巳は成人し婚約も整っていたが、夏に病を得て百日余り、いったんは快方にむかいはながらも、容態が急変して亡くなったのである。痛苦の極みでたえられない、といった朱熹は、亡くなったむすめを哀惜し、三字文の埋銘を残している。

朱氏のむすめ、生まれたのが癸巳の年で、だから巳となづけられた。字は叔。父は晦翁、母は劉氏。生まれて四年でお母さんを失ってしまっただけか、かわいそうなお母さんをして、十五で成人して笄珥をし、趙と婚約したというのに、突然逝ってしまったのだ。かわいそうむすめ！しとやかでかしこい子だった。学問はしていません、おとうさんの期待どおりのむすめだった。臨終の時に言っ

たのも、孝・友・悌だった。おまえはお母さんによりそわせて葬る。それがおまえの希望だったから。お父さんが銘を書いて、お母さんがこれから面倒をみてくれる。おまえがこのことを知ることができたなら、もう畏れることはない。宋淳熙歲丁未（十四年）、月終辜（十一月）、壬寅（五日）識す⁽²⁰⁾

朱熹のこの文章も、愛するむすめを失った哀惜にみちている。そしてここで注目すべきは、このむすめ朱巳をその実母、つまり朱熹の正妻劉氏とともに葬っていることである。正妻劉氏の墓とは、後に朱熹も合葬された朱熹墓である。墓碑にその名こそ刻まれてはいないが、朱熹墓には未婚のむすめも葬られていたのだった。

このむすめはすでに婚約も整っていた。滋賀「原理」に従うのであれば、当然婚約者の趙家の墓に入れなければならないところである。しかし朱熹はそうにはせず、限りない哀惜とともに、むすめを自分たち夫婦とともに眠らせることを選んでいる。滋賀氏のいうような、墓葬の面からもむすめを生家から排除しようというような「原理」を、朱熹は明らかに共有していない。

そして朱氏一族の墓の作り方をみると、そもそも未婚で亡くなったむすめを婚約者の家の墓地に入れるということそれ自体が非常に想定しにくいように思えるのである。

朱氏は「一族の墓園」を彼らが居住していた福建省内に持っていない。そのため、墓は、「家族に死者が出たら、その都度、葬地を購入し、葬る」という形で進められていた。

そもそも一家が福建で暮らすことになったのは、偶然の産物だった。父の朱松が福建の地方官の職についたことから、本籍の徽州婺源から

福建の任地にいたところ、方臘の乱が起り、ついで宋朝がほろんで南遷するという事態に立ち至り、そのまま福建に定住することになった。彼らは移住するという覚悟のもとに福建にやってきたのではなかったのである⁵³。

朱松が福建建州政和県尉在職中に朱松の父・朱森が死去し、朱森は政和県の西二十里護国寺の西側に葬られた。一方、朱松の母・程氏は朱松が家族を福建尤溪へ残して、臨安で秘書省正字の任にあつたとき、尤溪で死去した。朱松は母を尤溪には葬らず、父の墓のある政和県に葬ることを選んだ。一家にとつて尤溪の地は寓居にすぎず、終の棲家になるといふ見通しを持っていなかったこと、一方、すでに政和県には墓があり、書院も持っていたことから、政和県に埋葬したというのは自然な選択に思える。しかし朱森と程氏の墓は同じ政和県内ではあつても、同葬ではなかった。程氏の墓は将溪山に設けられ、一九九三年、現在の政和県富美村鉄爐嶺で発見された。つまり朱熹の祖父母の墓は隣村同士にあることになる。

朱熹の父・朱松の墓も先述したように、朱松の友人劉子羽の厚意によつて作られたことから五夫里に設けられた。そしてのち成人し官僚となった朱熹も「事前に心づもりをして、家族の葬地をまとめて買っておく」といふ行動をとることはなかった。朱熹の母祝氏の墓も、長子塾の墓も、それぞれいづれも亡くなつてから、朱熹が葬地を求めて購入し、葬られた。そして朱熹没後に亡くなつた次子・朱塾の墓は建陽県三衢里龍隱庵に、三子・朱在の墓は建寧府城東光祿坊永安寺後にある⁵⁴。いづれもその時々で葬られていたものと解釈できる。

朱熹の家族のように、必要に応じて葬地をかうというスタイルは、

中国社会の流動性という特徴を考えれば、比較的一般的なものだったと考える。そもそも「自家の墓地」という土地が存在していない以上、「婚約が整つていたが、婚約相手のむすめが亡くなつたから、遺骸をひきとつて自分の家の墓に入れる」ということは事実上不可能であろう。

また婚礼儀礼との関係から言つても、朱熹が亡くなつたむすめを婚約者の相手の墓地に入れることには賛同しなかつただろう。昏禮で定められている「議昏」「納采」「納幣」「親迎」「婦見舅姑」「廟見」という六段階のプロセス（六禮）は、むすめが妻としての位置を確定させていくプロセスに他ならず、婚約した段階では婚家先での地位は確定していないからである。

以上朱熹の墓作りについて検討してきた。朱熹は、夫婦合葬を人として踏み行へべき原理とまでは考えておらず、また自分のむすめを自らの墓に葬っている。朱熹もまた滋賀「原理」を共有してはいなかつたのである。

四、范仲淹—補考として—

最後に、道学者ではないが、ここで范仲淹の墓について若干の考察をしたい。范仲淹墓は二程墓からわずか五キロほどのところにあり、二程墓参観後に范仲淹の墓も立ち寄ることができた。范仲淹は仁宗の〈慶曆の治〉の立役者として、「先天下之憂而憂、後天下之樂而樂」の語とともに後世の士大夫から範とされる人物であつた。宋代当時の家族原理を考える上で、范仲淹の営造した墓は大いに参考になるはずである。

さて、范仲淹はその生育歴や行動⁵⁵から、父系親族の觀念が強い人物

だというイメージがあるのではなからうか。かれは蘇州呉県の出身。二歳で父范墉は死去し、母謝氏は山東省鄒平県の朱文翰へ再嫁した。⁽⁵⁶⁾ 范仲淹は母の連れ子として朱氏宅において「朱説」という名を名乗って育ち、自らの出生の秘密を知ったのは二十三歳のことであった。自らの出自を知った彼は、科挙に合格して、自ら家を立てる、と発憤し、勉学にいそしんだ。そして科挙に合格し、官僚となり、そして范氏のなかの一部の反対論があったところ何とか合意をとりつけ本来の范姓を名乗り、以後は「范仲淹」の姓名で、宋代第一の名臣と謳われる活躍を行ったのである。そして彼は父系の同族結合と相互扶助の組織・范氏義荘を設立した。そしてそれはかつて母と幼い自分を范家から追った一族の人々に対して行われた支援事業だったのである。本来の父の姓に帰ろうという志と、父姓の人々に対する革新的な支援事業の開始。これらの事実から、父系の親族観念が非常に強い人物のように思えるが、では、彼が造った墓は、そのような事実は果たしてうかがえるだろうか？

范仲淹墓は現在の洛陽市伊川県彭婆郷許营村にあり、河南省文物保护单位に指定されている。延々と広がる農地のなかに突如屹立する巨大な范仲淹像を遠望できる。范氏墓苑には、実母謝氏・范仲淹墓・范仲淹の長子純佑の三基の墓があった。他の族人については数百メートル離れた地に墓苑がある。元代に作られた図では多数の族人の墓が書かれているが、清朝時代の図では范仲淹の三人の子の墓しか書かれていない。⁽⁵⁸⁾ 墓苑の管理をされていた老人に尋ねたところ、有名でない人の墓は壊して農地になったといい、親切に鍵をあけてそちらの墓苑も見学させていただくことができた。

さて、この二区域からなる范氏墓苑のすべての墓碑は実母の謝氏の墓をのぞきすべて男性一名の名が記されているだけなので、墓を参観しただけでは合葬かどうかは不明である。ただ、范氏墓苑で最も印象的だったのは、墓園の中心ともいえる場所に、范仲淹の実母の墓があることであった。母の墓の左側に范仲淹墓、そして母の墓の左後ろに范仲淹の長子純佑の墓がある。そして宋代随一の名臣とうたわれた范仲淹の墓より母墓の方が若干大きかった。

范仲淹の母は、朱氏に再嫁したのであるから、「夫婦合葬」という滋賀「原理」からすれば、范仲淹の母謝氏は、後添いの夫・朱文翰と合葬し、朱氏の墓地に埋葬すべきであった。しかし范仲淹は実母を朱氏とは合葬しなかったのである。

おそらく実母は朱氏のもとに再嫁したとはいえ、朱氏の家で重きをおかれる存在ではなかったのか、あるいは経済的に苦しい状況にあっただかのいずれかが想定される。⁽⁵⁹⁾ 自らの出生を知った范仲淹が、自ら発憤して南都応天府書院に入学するのだが、そのとき母に「十年以内に科挙に受かつて母を迎えに来る」と約束している。そして四年で科挙に合格し、官僚となった際、自らの元に母を迎えて扶養をした。そして十年を経過した范仲淹三十八歳のおりに母は死去したのだった。⁽⁶⁰⁾ 朱家での生活が満ち足りたものであったら、このようではなかっただろう。范仲淹の望みは、自ら一家をかまえ、母をひきとって朱氏の家から離れさせることだったのである。

しかしながら、「夫婦合葬」があるべき墓葬のありようとして確固として成立しているのであれば、現実での生活がどうであろうと、礼として形式を整えるであろう。しかしそうはならなかった。

では、范氏一族の墓に葬るといふことはあり得るだろうか？再嫁は離縁（被出）とは異なり、前夫との関係が完全に絶たれたというふう（61）に受け取られるものではなかったから、前夫の一族の墓に葬るといふことも全く可能性がないというわけでもなかったかもしれない。しかし范仲淹は范氏の本貫の地・蘇州の墓苑に母を葬ることはしなかった。

そもそも范一族のなかには、范仲淹の范氏復帰を歓迎しない者もいたのである。范仲淹が范氏の姓への復帰を族人に申し出たのは科挙に合格し官僚になった時点のことであったのだが、このように功なり名なりを挙げた段階での申し出であったのにもかかわらず、族人のなかからは彼に范氏の姓を名乗らせることに反対の意見が出ていたのだった。

「ただ本姓に帰りたいだけで他の意図はない」と訴えてようやく同意が得られたという（62）。彼が范姓を名乗ることに対する族人の拒否的対応については、従来の研究では財産分割上での問題の発生など金銭面での事情などが指摘されているが、相手は科挙官僚である。金銭上の理由で科挙官僚にこのような拒絶的な態度をとるのはあまり説得的でないように感じられる。しかし范仲淹の母は後妻（正妻）として范家に嫁いだのではなく、妾であったという説があり、これなら范氏復帰が歓迎されなかった理由（63）も、蘇州の墓に埋葬するのが困難だった理由も理解できる。彼は蘇州から離れて遠く洛陽の南に土地を入手して、母を葬った。後に名臣の評価を高め、或いは私財を投じて義荘を設置し、范氏の族人たちに恩恵を施した後も、母の棺を蘇州に運ぶことはしなかった。そして自らが死んだ後は、蘇州ではなく、洛陽の母の墓の傍らに葬られた。そして范仲淹の子供や孫たちも、この地に葬られていった。

結局、他家に嫁出し范氏の一員とは言いがたい仲淹の母は、范仲淹が葬られている范氏一族の墓地の中心に、単独で葬られることになった。そして後世、それが問題にされることはなかったのである。

おわりに

本稿では周敦頤、二程、朱熹らの墓作りを検証してきた。そのうち少なくとも二程と朱熹は理を追求し、その実践をめざそうとする道学者であった。しかし検証の結果はいずれも滋賀『家族法』で説かれたような墓葬法を原理として共有してはいなかった。程頤も朱熹も未婚のむすめは生家の墓地に埋葬するのを当然と考えていた。また、夫婦合葬についても、そのようにあらねばならないとまでは考えていなかった。滋賀氏が『家族法』で提起したのは、女系排除に裏打ちされた強い父系の親族原理である。そういった一般論でいえばそれは『儀礼』等の経書の義であり、宋代道学者は古の経義を現世において実現しようとする思想傾向の人々である。にもかかわらず、道学者たちは墓葬という場において女系を排除したうえで夫に統合しようとはしていなかったのである。道学者ですら共有していなかった原理を、一般の人々が共有していたとはおよそ思えない。

滋賀『家族法』で提示された「原理」は、漢・清という超長期的な時代に貫通する原理と位置づけられてきた。しかし、墓葬についての論拠は一九三〇年代に行われた中国農村慣行調査に偏っている。つまり『家族法』で提示された「原理」は、一九三〇年代においては原理であったのかもしれないが、宋代まで遡らせることは出来ないのではあるまいか。今後必要な作業としては、滋賀「原理」が真に原理とし

て確立した時期について、あらためて慎重に検討検証することであるう。

なお、今回検討を行って改めて感じたのは、遺体の埋葬地である墓と、位牌を用いての祭祀とでは、理念のうえからいっても現実の面からいっても性質を異にする面があり、まったく同質の事柄として論じたのは問題があるのではないかとということであった。

まず理念という面について。そもそも儒教において遺体は魂魄が抜けたあとの形骸という位置づけであることから、位牌や廟のような死者の靈魂が来格来臨する処と比べたばあい、墓は重要性が若干下がる。そして『儀礼』等の経書には、墓に関してさほど詳細な規定は記載されていない。夫婦合葬が正しいという規定は『儀礼』には存在しないのである。それゆえ、経書に復帰しようという思想傾向をもつ者にとっても、墓は比較的自由に作れるということになる。

次に現実面について。位牌は持ち運び可能であるが、墓は葬地の購入に多額の金銭がかかるうえに持ち運びが出来ないという違いがある。いったん作った墓を移転する遷葬も不可能ではあるがなかなか困難なことであった。伝統中国社会の流動性の高さや地方官の任期を考えれば、墓葬に関して一定の原理が社会で共有されるというのは困難だったのではあるまいか。実際、宋代道学者の場合であっても、当時の家族の現状に応じて墓は柔軟に作られていたのである。実のところ、墓とは伝統中国の家族について、原理をさぐるための材料というよりは、当時の社会における家族の現実を考察するさいの良い素材といえるのではなからうか。これまで、特に宋代以降の時代についての墓という視点からの家族史・ジェンダー史的研究の存在を私は寡聞にして知ら

ないが、近年、中国では古墓の発掘調査が急速に進んでいる。墓に着目した中国家族史の研究の進展が今後望まれる。

〔注〕

- (1) 筆者が参加している清明集研究会では、二〇一〇年より江西省・福建省において年に一回現地調査を行っている。清明集研究会での現地調査で参観した宋人の墓は朱熹墓・祝夫人墓・宋慈墓(二〇一二年・福建省)、趙如愚墓・周敦頤墓(二〇一四年・江西貴州)。
- 清明集研究会での現地調査報告は下記の通り。大澤正昭、佐々木愛、小川快之、戸田裕司、小島浩之「福建北部歴史調査報告―『清明集』的世界の地理的環境と文化的背景(建寧府篇)―」『上智史学』五七号、二〇一二年。大澤正昭、佐々木愛、松浦晶子、石川重雄、原瑠美「浙江省北・中部歴史調査報告―『清明集』的世界の地理的環境と文化的背景(杭州・金華・蘭溪篇)―」『上智史学』五八号、二〇一三年。大澤正昭、佐々木愛、小川快之、石川重雄、戸田裕司「江西北部歴史調査報告―『清明集』的世界の地理的環境と文化的背景(江州・饒州・南康軍篇)―」『上智史学』五九号、二〇一四年。なお本稿二章、四章でとりあげた二程墓、范仲淹墓の調査については注25参照。
- (2) 滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、一九六七年。
- (3) 滋賀『家族法』四六〇頁。
- (4) 滋賀『家族法』四六一頁(『中国農村慣行調査』Ⅳ、七五頁下段―七六頁上段)。
- (5) 滋賀『家族法』四六四頁。

(6) 滋賀『家族法』四八四頁。

(7) 滋賀『家族法』五頁。

(8) 滋賀『家族法』五頁。

(9) 鄭俊「兩晋時代の幾座女性独葬墓」南京大學歷史系編『女性考古与女性遺産』南京大學出版社、二〇一一年。

(10) 陳弱水「唐代的一夫多妻合葬與夫妻關係——從景雲二年入楊府君夫人韋氏墓誌銘談起」『中華文史論叢』二〇〇六年第一期。

(11) 凶録『洛陽古代芸術博物館』

(12) 楊寬・西嶋定生監訳『中国皇帝陵の起源と変遷』学生社、一九八一年。

(13) 大澤正昭、佐々木愛、小川快之、石川重雄、戸田裕司「江西北部歴史調査報告——『清明集』的世界の地理的環境と文化的背景へ江州・饒州・南康軍篇Ⅴ」『上智史学』五九号、二〇一四年、第三章「周敦頤墓（周敦頤記念館）」。周敦頤墓とその歴史については吾妻重二氏がすでに詳細な研究を行っている。同氏「周惇頤の墓——その歴史と現況」『東アジア文化交渉研究』東アジア文化研究科開設記念号、二〇一二年。なお、周敦頤の生平に関しては、度正「濂溪先生周元公年表」とともに吾妻氏の論考を参照した。

(14) 『宋史』卷三百一に立伝されている。「鄭向。字公明、開封陳留人。擧進士中甲科、為大理評事、通判蔡州、累遷尚書屯田員外郎、知濠州、徙蔡州。召試集賢院、未幾、除三司戸部判官、修起居注。遷度支員外郎、為鹽鐵判官。出為兩浙轉運副使、疏潤州蒜山漕河抵于江、人以爲便。復為鹽鐵判官、擢知制誥、同勾當三班院。使契丹、再遷兵部郎中、提點諸司庫務、以龍圖閣直學士知杭州、

卒。」

(15) 吾妻氏は周敦頤の知南康軍への着任それ自体、母の遷葬を目的にしたものだったと論じている。注13所掲の同氏の論文参照。

(16) 『周敦頤集』卷六に、道州に居住していた父系親族宛の書簡二通が収められている。「與二十六叔等手帖」、「與仲章姪手帖」。

(17) 湖南省文物考古研究所編著『濂溪故里——考古学与人類学視野中的古村落』科学出版社、二〇一一年。なお、本段落の周氏一族の墓に関する情報は、すべて本書によったものである。

(18) 陳弱水氏は、先妻が夫と合葬されている場合、継妻が嫉妬のために合葬されることを拒否する例があることを指摘する（注10前掲論文）。しかし周敦頤母鄭氏の場合、先妻が合葬されず夫は単葬されているので、この種の問題は生じない。

(19) 周輔成と妻鄭氏それぞれの墓は、複数の単葬墓を設けるか、合葬にするかという違いはあるが、夫は長子夫婦に囲まれ、妻は次子夫婦に囲まれて眠っているということになるから、その意味では夫婦の墓はつりあいがとれているといえなくもない。なお、長子砺の墓と、妻・呉氏の墓の墳墓の寸法は全く同一である。妻の墓は夫の墓より小さく作るといったジェンダー規範は存在しないようにみえる。

(20) 注17前掲『濂溪故里——考古学与人類学視野中的古村落』二五三頁。

(21) 注10前掲陳弱水論文。

(22) 土田健次郎氏『道学の形成』二〇〇二年、創文社。

(23) 度正「濂溪先生周元公年表」景祐三年丙子条。

(24) 本件については、拙稿「程頤・朱熹の再嫁批判の言説をめぐって」

『上智史学』四五号、二〇〇〇年で論じている。

- (25) 今回の調査に同行したのは、法文学部社会文化学科歴史と考古コース所属の二年生伊藤理人、海老田大輔、小林亮太、小山萌の四名である。また、本学大学院人文科学研究科修士生で洛陽市在住の毛琳さんが同行してくれた。本調査旅行において参観した古墓は二程墓、范仲淹墓、邵雍墓、洛陽古代芸術博物館（古墓博物館）、白居易墓である。

(26) 『乾隆』洛陽県志』卷三、山川、程珦墓程頤墓程頤墓。

- (27) 山際明利「北宋四子墓探訪記」『東方』二四〇、二〇〇一年、吾妻重二「二程の墓」『宋代思想の研究』関西大学出版部、Ⅳ中国学汎論、第六章二〇〇九年。

(28) 程琳は同中書門下平章事まで登り、死去後中書令を贈られている。

- (29) このように男性一人のみの名を記した墓碑はしばしば目にする。現在見られる宋代古墓の墓碑はおおむね清朝時代以降に建てられたものであり、つまり清朝時代においても「墓碑には妻の名前を併せて記さねばならない」という意向はさほど強く働いていなかったと解せる事象といえるのかもしれない。後考を俟つ。

(30) 王安石『臨川先生文集』卷九九、楚国太夫人陳氏墓誌銘。「附於河南伊闕縣神陰鄉定公之墓」。

(31) 『河南程氏文集』卷十三、大中自撰墓誌。「葬於伊川先塋之次、上谷郡君耐焉。」

(32) 『河南程氏文集』卷十一、伊川先生文七、明道先生行状。

(33) 『河南程氏遺書』付録、張繹「祭文」附尹淳語。土田健次郎『道学の形成』創文社、二〇〇二年、第七章道学の形成と展開、第一

節、晩年の程頤、参照。

- (34) 程氏一族中最大の顯官といえる程琳の墓は、墓列最端にあり、墓道もつくられ石人石獸がおかれるなど大々的に整備されている。

しかし山際氏は程琳墓自体を見ていない。墓誌銘によれば、程琳が埋葬された地は「伊闕縣神陰郷」である。伊闕縣は現在の伊川県西南にあたり、「神陰郷」がこの二程墓の地に比定されている（注13前掲吾妻氏論文）。しかし程頤・程顥の手になる墓誌銘をみると葬地が「伊闕縣神陰郷」と書かれる場合と「伊川」と書かれる場合がある。程琳、程端慤、澶娘は前者であり、程珦、程頤、程孝女は後者である。また『乾隆』洛陽県志』卷三、山川の記述によると、「程琳墓、在東南伊闕縣神陰郷張苗里」と記される一方、「程珦墓、程顥墓、程頤墓、在龍門南五十里」とやはり両者は書き分けられている。後考を俟つ。

(35) 『河南程氏文集』卷十。

(36) 『河南程氏文集』卷四、明道先生文四、程邵公墓誌、および同卷、澶娘墓誌銘。

(37) この夭折したむすめたちの墓誌銘に着目した論文として、邱佳慧「由墓誌銘看二程婦女的書寫」『東吳歷史學報』十二、二〇〇四年、がある。

(38) 『河南程氏文集』卷四、明道先生文四、澶娘墓誌銘。「澶娘、廣平程顥之幼女也。其父佐澶淵軍而生、故命之曰澶。其第、四十七。生於熙寧四年季秋之丁未、死於十年季夏之壬午。其質端而厚、其氣溫而良、其拳動知思、安靜沈遠、殆如老成、衆皆意其福且壽。事固有莫可計者、命矣夫。始病痘、瘡工藥之過劑。（一作劇。）善

医者論之曰、痘瘡之初、誠欲利者也、然當視其氣之強弱、為藥之可否、疾之重輕、為劑之大小。今概以大藥下之、宜其死。噫、是亦命歟。人理之未至、吾豈責命於天、言之以為世戒云耳。悲夫。澶娘既死七十五日、而葬河南伊陽縣神陰鄉先塋之東、與其姉孀兒同兆。(一作穴。)銘曰、合而生、非來、盡而死、非往。然而精氣本於天、形魄歸於地、謂之往亦可矣。

(39) 滋賀『家族法』二十頁。

(40) 『河南程氏文集』卷十一、伊川先生文七、孝女程氏墓誌。「孝女程氏、其第二十九、有宋名臣諱羽之後、故宗正寺承顯之女。幼而莊靜、不妄言笑、風格瀟瀟、趣向高潔、發言慮事、遠出人意、終日安座、儼然如齊、未嘗教之讀書、而自通文義。拏族愛重之、扞配欲得稱者。其父名重於時、知聞徧天下、有識者皆願出其門。訪求七八年、未有可者。既長矣、親族皆以為憂、交舊皆以為非、謂自古未聞以賢而不嫁者。不得已而求、嘗有所議、不忍使之聞知、蓋度其不屑也。母亡、持喪盡哀、雖古篤孝之士、無以過也、遂以毀死。病既革、願念無以適其意、謂之曰、爾喜聞道義、吾為爾言之。曰、何不素教我。今日悟矣。我死無憾、獨以不勝喪為恨爾。盡召兄弟舅甥姪、人人教誡、幼者撫視、頃之而絕。嗚呼、是雖女子、亦天地中一異人也。如其高識卓行、使之享年、足以名世勵俗、並前古賢婦、垂光簡冊。不幸短命、何痛如之。衆人皆以未得所婦為恨、願獨不然。願與其父以聖賢為師、所為尚(一作常)恐不當其意、苟未遇賢者而以配世俗常人、是使之抱羞辱以沒世。願恨其死、不恨其未嫁也。其生以嘉祐辛丑九月辛戌、其卒以元豐乙丑二月丙寅、葬伊川先塋之東、是年十月乙酉也。叔父頤誌。」

(41) 夭折者が男性であった場合も同様に「東」に葬ったと記される。

『河南程氏文集』卷四、明道先生文四、程邵公墓誌。

(42) 『河南程氏文集』卷四、明道先生文四、程殿丞墓誌銘。『河南程氏文集』卷十二、伊川先生文八、書先公自撰墓誌後。

(43) 『河南程氏文集』卷十、葬說、下穴昭穆圖。

(44) 兩墓ともに二〇一二年に參觀した。調査報告書については注1前掲。

(45) 三浦国雄「朱熹の墓―福建の旅から」『禪文化研究所紀要』一五号、一九八八年(後)、『風水 中国人のトポス』平凡社、一九九五年、所収)参照。

(46) 『朱文公文集』卷九十四皇考朱府君遷墓記「乃以乾道六年七月五日、遷於里之白水鵝子峰下」。

(47) 『朱文公文集』卷九十七、皇考左承議郎守尚書吏部員外郎兼史館校勘累贈通議大夫朱公行狀、「公卒之明年、熹奉其柩葬於建寧府崇安縣五夫里之西塔山、而碩人別葬建陽縣崇泰里後山鋪東寒泉塢。而然公所藏地勢卑濕、乃卜以慶元某年某月某日奉而遷崇安武夷鄉上梅里寂歷山僧舍之北」。

(48) 『朱文公文集』卷六十二、答李晦叔。「唯葬則今人夫婦未必皆異葬、繼室別宮兆域宜亦可耳」。

(49) 朱熹の親族・家族については陳栄捷『朱子新探索』台湾学生書局、一九八八年、第七節、朱氏親屬、参照。

(50) むすめの病状の経過や亡くなった時の朱熹の悲嘆については、『朱文公文集』別集卷四、與林井伯第五書、『朱文公文集』卷二七、與曹晋叔書。

- (51) 『朱文公文集』卷九三、女巳埋銘「朱氏女、生癸巳、因以名。叔其字、父晦翁、母劉氏。生四年、呱失恃。十有五、適笄珥。趙聘入、奄然逝。哀汝生、婉而慧。雖未字、得翁意。臨絕言、孝友備。從母藏、亦其志。父汝銘、母汝視。汝有知、尚無畏。宋淳熙、歲丁未、月終辜、壬寅識」。
- (52) 陳榮捷氏は三字文が兒童向けの文体であることを論じた上で、この女巳埋銘について「この文章は三字で一句とし、韻をふんでいる。ごく簡単なことば使いで、意味ははっきりしている。……このむすめは幼児ではなかったけれども、学問をしてはいなかった。だからこの文は初学者のためにつくった文章である」と述べている。(陳榮捷『朱子新探索』前掲書、第一〇五節、三字文)。とすればつまり朱熹は亡くなったむすめでも分かるようなやさしい文章にしてむすめに直接語りかけ、特に最終段のメッセージを伝えようとしたのではあるまいか。
- (53) 朱松の福建移住の経緯や、朱熹の祖父母の死没地および墓の所在等については、前掲陳榮捷『朱子新探索』第七節のほか、束景南『朱熹年譜長編』巻上、華東師範大学出版社、二〇〇一年、木下鉄矢『朱子学的位置』知泉書館、二〇〇七年参照。
- (54) 注49前掲 陳榮捷『朱子新探索』第七節参照。
- (55) 程应鏐『范仲淹新传』上海人民出版社、一九八六年、陳榮照『范仲淹研究』三聯書店、香港、一九八七年、竺沙雅章『范仲淹』白帝社、一九九五年、参照。
- (56) 顧靈・周星『范仲淹的個性與宋代婦女改嫁習俗』『范仲淹研究論集』蘇州大学出版社、一九九五年。
- (57) ただし范氏義莊の規定(文正公初定規矩)をみると、特に范氏を名乗る男性だけを優遇しているようにはみえない。族人に支給される米は一人につき一升と定められ、男女ともに支給対象となりかつ差はつけられていない。また「一、嫁女支錢三十貫、(七十七陌下並准此)再嫁二十貫。一、娶婦支錢二十貫、再娶不支。」とあるように、嫁に行く場合のほうが、妻を娶る場合よりもより大きな給付が受けられる定めとなっている。さらには「女使有兒女、在家及十五年、年五十以上、聽給米」[每房許給奴婢米一口]とあるように、隷属的雇用人でも給付がうけられるとされる他、女系の親族でも飢饉などで困窮すれば支援がうけられると定められている。こういった規定からは女系や非血縁者に対する抑圧は感じられない。
- (58) 『范文正公集』(四部叢刊初編本) 八、遺跡、萬安山図、『范氏家乘』(道光三十年吳興范氏刊本) 卷首図像、忠宣公墓図。
- (59) 朱文翰がこの時点までに死去しているという説も一部あるようであるが、墓碑銘等伝記資料にはその記述はない。なお、慶暦五年に范仲淹は継父朱文翰のために贈官を乞う上奏をしており、それをうけて太常博士が贈られている。また朱氏の子弟三人は、范仲淹の恩蔭によって官僚となっている。「公以朱氏長育有恩、常思厚報之、及貴南郊所加恩、乞贈朱氏父太常博士、朱氏諸兄弟、皆公為葬之、歲別為饗祭、朱氏子弟以公恩蔭得補官者三人。」(『范文正公集』言行拾遺事録、卷一)。
- (60) 范仲淹の母は天聖四年に亡くなった。彼女がどこで没したのかは未詳。范仲淹は天聖元年に楚州糧料院にうつり、翌年大理寺丞に

うつつている。大理寺丞が寄祿官であることを考えれば、母の死没地は楚州（淮安）である可能性が高い。ただ范仲淹は南京応天府睢陽（現在の河南省商丘市）で喪に服している。淮安から商丘までの距離は三五〇キロ。なお、南京（商丘）は范仲淹の妻李氏の出身地であるから、故郷を持たない范仲淹にとつては適切な居住地である。なお、商丘から母墓のある洛陽までは三六〇キロ。かなりの距離を運棺することになる。

(61) 『唐律疏義』卷二十一、「諸妻妾毆詈故夫之祖父母父母者、各減毆詈舅姑二等、折傷者加役流、死者斬、過失殺傷者、依凡論」疏義、「故夫、謂夫亡改嫁者。其被出及和離者、非。」

(62) 注55前掲の諸書を参照。

(63) 遠藤隆俊氏は、范仲淹母謝氏は妾だったという説に立っている。
〔同氏〕「宋元宗族の墳墓和祠堂」『中国社会歴史評論』第九卷、二〇〇八年、参照。）もし謝氏が妾だったのであれば、夫死後早々に家から追われたのも頷ける。とすれば、再嫁先の朱文翰も正妻でなく妾としてであった可能性も考えられる。そして妾だったのであれば、謝氏が朱家に入り、後に范仲淹を名乗ることになる朱説が成人した後も、彼を冷遇する「弟」が存在していたことも説明がつく。